

令和4年第32回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年11月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

農地部会長	2番	齋藤一男君	3番	梅津幸一君	
	4番	寺本恵二君	5番	安藤良司君	
	6番	高崎利彦君	7番	山岸洋文君	
	8番	武田透君	9番	中川誓子君	
農地副部会長	10番	小林寿美君	11番	重清幸良君	
振興部会会長	12番	小泉豊和君	13番	石田力司君	
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	16番	佃徹君	17番	田村秀司君	
	18番	木村勝彦君	19番	鎌仲照幸君	
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	石澤美咲君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和4年第32回 美幌町農業委員会総会
令和4年11月25日 午後1時30分開会

- | | |
|---------------------|---|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | 会務報告について |
| 日 程 第 5 報 告 第 6 6 号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 報 告 第 6 7 号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について |
| 日 程 第 7 議案第137号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 8 議案第138号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 9 議案第139号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 10 議案第140号 | 現況証明願について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第32回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号10番 小林委員、同じく議席番号11番 重清委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第66号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの2法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第66号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、報告第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」を議題と致します。 内容番号2号。
事 務 局	これからご説明申し上げます案件はすでに定められております農用地利用集積計画について、真にやむを得ない事情が生じた場合は当事者並びに町が協議して変更ができることから、その旨を報告し承認を頂くものでございます。 内容番号2号についてご説明致します。令和元年6月26日付 美幌町告示第43号により決定された農用地利用集積計画について令和4年11月28日に変更協議が整うものでございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。変更理由は一部売買による賃貸面積の変更のため〇〇を〇〇さんに売買することになり、その〇〇の分として賃貸面積が〇〇㎡の減、賃貸借料も耕作面積の変更に伴い、〇〇円の減となります。以上、よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号2号は承認することに致します。報告第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第137号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号68号。
事 務 局	内容番号68号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸借していた農地を所有者が耕作するために合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年4月20日から令和5年4月19日までの1年間、合意解約年月日は令和4年11月9日、土地引渡日は令和4年11月9日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号68号は適当と認めます。 内容番号69号。
事 務 局	内容番号69号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸借していた農地を他者に使用貸借及び売買するため合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇で土地明細につきましては議案7ページをご覧ください。面積は〇〇㎡、契約期間は平成30年1月1日から令和9年12月31日までの10年間、合意解約年月日は令和4年10月24日、土地引渡日は令和4年10月24日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成

立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号69号は適当と認めます。
内容番号70号から71号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号70号と71号について一括ご説明致します。本件は農地中間管理事業の推進に関する法律で賃貸借していた農地を他者に売買するため合意解約したものでございます。なお、農地中間管理事業とは土地の所有者が賃貸借を行うために一旦、北海道農業公社に賃貸し、公社はそれを更に農家へ賃貸借する制度となっております。そのため、土地の所有者から公社への賃貸借の案件と公社から農家への賃貸借の案件と2つあることとなりますので合意解約も2つ行う必要がございます。まず、その1つが今回の内容番号70号と71号となります。2つ目はこのあとの内容番号72号となります。それでは議案の説明をさせていただきます。

 賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、契約期間は平成30年4月12日から令和5年2月28日までの5年間、合意解約年月日は令和4年11月18日、土地引渡日は令和4年11月18日でございます。内容番号70号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号71号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号70号から71号は適当と認めます。
内容番号72号。

事 務 局 内容番号72号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地を他者に売買するため合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成30年2月27日から令和5年2月28日までの5年間、合意解約年月日は令和4年11月18日、土地引渡日は令和4年11月18日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号72号は適当と認めます。
議案第137号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長 日程第8、議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号245号。

事務局 今月の案件は全6件で内容につきましては売買が1件、再貸付が2件、農業公社からの一時貸付が3件となっております。

それでは内容番号245号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年11月28日、代金の支払期限は令和4年12月28日、利用調整日は令和4年10月18日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13番 内容番号245号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが所有する農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願いいたします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号245号は適当と認めます。

内容番号246号。

事務局 内容番号246号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧ください。賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年11月28日から令和9年11月30日までの5年間、利用調整日は令和4年10月27日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番 内容番号246号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化し、酪農を営み、およそ100頭を搾乳し、意欲的に営農されていますので、よろしくお願いいたします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号246号は適当と認めます。

内容番号247号。

事務局 内容番号247号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年11月28日から令和9年9月26日までの5年間、利用調整日は令和4年11月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 7 番 内容番号247号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は9月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは法人化して、小麦、豆類、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号247号は適当と認めます。
内容番号248号。
- 事務局 内容番号248号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件も農業公社からの貸付案件でございます。
利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年11月28日から令和9年9月26日までの5年間、利用調整日は令和4年11月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 3 番 内容番号248号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は9月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号248号は適当と認めます。
内容番号249号。
- 事務局 内容番号249号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件も農業公社からの貸付案件でございます。
利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年11月28日から令和9年9月26日までの5年間、利用調整日は令和4年11月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 3 番 内容番号249号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは法人化して小麦、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号249号は適当と認めます。

	内容番号250号。
事務局	<p>内容番号250号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。</p> <p>利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年11月28日から令和9年11月30日までの5年間、利用調整日は令和4年11月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
8番	<p>内容番号250号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号250号は適当と認めます。</p> <p>議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第9、議案第139号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号82号。</p>
事務局	<p>今月の案件は全8件で内容につきましては使用貸借が6件、贈与が2件でございます。それでは内容番号82号についてご説明致します。参考資料は9ページから11ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。</p> <p>貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料12ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
2番	<p>内容番号82号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月4日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号82号は適当と認めます。</p> <p>内容番号83号。</p>

事務局 内容番号83号についてご説明致します。参考資料は13ページと14ページをご覧願います。本件も経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。

貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料15ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号83号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月1日、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号83号は適当と認めます。

内容番号84号から85号は関連がございますので一括上程致します。なお、内容番号84号から85号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事務局 内容番号84号から85号について一括ご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件は使用貸借案件でございます。

借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から3年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号84号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号85号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料17ページと18ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番 内容番号84号と85号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は本年まで〇〇の〇〇さんが借りて耕作していた農地を今後は〇〇さんに使用貸借するものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月2日、田村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号84号から85号は適当と認めます。

(○○委員 入席)

議 長

内容番号86号。

事 務 局

内容番号86号についてご説明致します。参考資料は19ページから21ページをご覧願います。本件は貸付人の変更に伴う使用貸借案件でございます。

貸付人は○○の○○さん、借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○、面積は○○㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料22ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号86号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は○○さんが孫の○○さんに使用貸借していた農地について、○○さんが亡くなり、○○さんが相続したため、今回、改めて使用貸借するものです。○○さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月25日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号86号は適当と認めます。
内容番号87号。

事 務 局

内容番号87号についてご説明致します。参考資料は23ページから28ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。

貸付人は○○の○○さん、借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○、面積は○○㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料29ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号87号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は○○さんが息子の○○さんに経営移譲するものです。○○さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月16日、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号87号は適当と認めます。
内容番号88号。

事務局	<p>内容番号８８号についてご説明致します。参考資料は３０ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料３１ページの調査表にあるとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
１３番	<p>内容番号８８号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は隣接地で作付けしている〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族３人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを１１月７日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号８８号は適当と認めます。 内容番号８９号。</p>
事務局	<p>内容番号８９号についてご説明致します。参考資料は３２ページをご覧ください。本件も贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料３３ページの調査表にあるとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
１３番	<p>内容番号８９号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は借受している〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族２人で畑作三品と豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを１１月７日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号８９号は適当と認めます。 議案第１３９号「農地法第３条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第１０、議案第１４０号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号５１号。</p>
事務局	<p>内容番号５１号についてご説明致します。参考資料は３５ページをご覧ください。所有者は〇〇の〇〇さん、願出人は代理申請のため、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>

3 番 内容番号51号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は住宅への通路と住宅前の敷地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを10月28日、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号51号は適当と認めます。
議案第140号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第32回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議長 ご苦勞様でした。

閉会 午後2時08分